

別記様式第2（第5条関係）

農の風景育成計画書

1 育成地区の概況

申請者名	練馬区	名称	高松一・二・三丁目農の風景育成地区
------	-----	----	-------------------

位置	高松一丁目、二丁目及び三丁目各地内
----	-------------------

育成地区の面積	35.1ha	育成地区の面積に占める割合	
うち農地の合計面積	5.9ha	16.8%	
うち生産緑地地区の合計面積	4.9ha	農地面積に	83.1%
宅地化農地の合計面積	1.0ha	おける構成比	16.9%

※ 面積、割合及び構成比は少数第一位まで

育成地区の概観	
<p>・北側を富士街道(都道 441 号線)、南側を旧目白通り(主要区道練馬 81 号線)と都道環状8号線に囲まれ、都営地下鉄大江戸線練馬春日町駅の西約 500m、光が丘駅の南約 1kmに位置する地区である。</p> <p>・地区内の交通の軸として、かつての街道である長久保道(区道第 11-147 号)が、環状8号線から富士街道まで南北に抜けている。</p> <p>・竹林からなる区立若宮の森緑地などの緑地、公園および児童遊園が全部で5箇所あるほか、樹林地を開放している憩いの森(市民緑地)が3箇所ある。</p> <p>・宅地化農地を区が借り区民に貸し出している区民農園のほか、農家が経営している観光農園や体験農園といった区民が農とふれあえる施設がある。</p> <p>・地区全体に、大規模な生産緑地や農家の屋敷林が残っている。特に長久保道沿いには、景観的にも良好な農地や屋敷林、憩いの森等がまとまっており、良好な農の風景が形成されている。</p>	

育成地区を構成する主要要素の立地状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地…16 件、約 4.9ha、約9割は普通畑、残りは果樹や花卉栽培地 ・公園緑地…わかみや公園、若宮の森緑地、ねむの木緑地、高松二丁目さくら緑地 ・神社…御嶽神社 ・教育施設…高松小学校(校内に農園あり、また地区内の農地で体験学習) ・市民緑地…もちの木憩いの森、たかまつ憩いの森、南高松憩いの森 ・公共の農園…区民農園1件 練馬区農の学校(※1) 1件 ・ねりまの名木(※2) …佐久間家のモチノキ、御嶽神社のサカキ ・練馬区の素敵な風景 100 選(※3) …高松の屋敷林 	

- ・地域景観資源（※4）…宮本家の土蔵ほか 20 件
- ・郷土景観緑地（※5）…A ランク1件、B ランク1件
- ・その他…観光農園1件 体験農園1件 地元産野菜を用いたレストラン2件、直売所7 件

- ※1 練馬区農の学校事業実施要綱に基づき運営する農園。区民の農業・農地への理解を深め、農業者の支え手となる人材を育成することを目的とする。
- ※2 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、みどりの象徴として後世に継承すべき樹木または樹林を指定し、所有者と協力して保護を図る制度。
- ※3 平成 19 年度に練馬区独立 60 周年記念事業の一環として公募し選定。
- ※4 練馬区景観条例に基づき、地域の良好な景観を形成している建築物や風景等を区民から募集し登録。
- ※5 練馬区みどりの実態調査において、1,000 m²以上の屋敷林と当該屋敷林から 100m の範囲内の農地率が 40%以上の区域を郷土景観緑地として抽出し、バランスや管理状態、建築物との関係等から A～E までの 5 段階評価をしている。

2 育成地区と既定の計画等との関連

別表第 1 に掲げる都市計画等
区域区分：市街化区域 地域地区：第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%、容積率 100%、高さ制限 10 m、敷地面積の最低限度 80 m ² ）、第1種高度地区 環状8号線・都道 441 号線・主要区道練馬 81 号線沿いは第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%、敷地面積の最低限度 75 m ² ただし環状8号線沿いは容積率 300%） 環状8号線沿いは 17m第3種高度地区、都道 441 号線沿いは 17m第2種高度地区、主要区道練馬 81 号線沿いは 20m第2種高度地区 区道第 11－147 号沿いは第一種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%、敷地面積の最低限度 75 m ² ）、17m第2種高度地区 準防火地域（環状8号線沿いは防火地域） 生産緑地地区（16 件） 都市施設：都市計画公園・緑地（高松第三公園、わかみやの森緑地） 市街地開発事業：再開発促進地区（2 号地区）田柄・春日町・高松地区 土地区画整理を施行すべき区域 練馬大泉石神井付近 地区計画等：高松一・二丁目地区地区計画
緑の基本計画
「練馬区みどりの基本計画（平成 21 年 1 月）」において、農地や樹林地は練馬のみどりの特徴であることから、区全域を「農とのふれあいの系」とし、農地と樹林地が一体となった景観を保全し、また農とのふれあいの拠点を整備し、農と共生するまち

づくりを行うこととしている。

本育成地区は、「農とのふれあいの系」における“一団となった農地の保全を図る地区”内に位置している。

農業振興計画等

■「練馬区農業振興計画(平成 26 年 9 月一部改定)」では、7つの基本方針に基づき、都市農業の経営安定化や都市農地の保全等を推進するために、各種施策を推進している。

■「(仮称)練馬区農の学校基本計画(平成 24 年 3 月)」では、「練馬区農業振興計画」に基づき、都市農業を支える意欲ある支え手の育成と活用についてその方向性を定めている。練馬区農の学校については、以下の役割を担うこととしている。

- ① 農とふれあう区民の学びの場の提供
- ② 農業者の支え手となる人材の育成
- ③ 農の魅力や大切さを区民に伝える情報発信
- ④ 区民・農業者・支え手の交流機会の提供
- ⑤ 修了生の活躍の場の創出

その他育成地区に係る行政計画等

■「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～(平成 27 年 3 月)」において、施策の方向性の一つに、「練馬区の魅力を楽しめるまちづくり」を掲げ、都市農業の振興と多面的機能をもつ都市農地の保全や樹林地などの保全に取り組むとともに、練馬区の多彩な魅力を体感できる仕組みづくりを進めることとしている。

施策を進めるにあたり、今後 5 か年のリーディングプロジェクトとして 18 の戦略計画を位置づけている。戦略計画における育成地区と関連する取組みは以下のとおりである。

- ① 意欲的な都市型農業経営の支援
 - ・練馬区農の学校の運営による支え手の育成等
- ② 練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信
 - ・直売会「ねりマルシェ」の実施等
- ③ 都市農地の保全に向けた取組みの推進
 - ・農の風景育成地区の活用や伝統野菜の食育への活用等
- ④ みどりのネットワークの形成の推進
 - ・民有樹林地の健全度等の調査等
- ⑤ 「まち歩き」「ポタリング」を通して練馬の魅力を感じられる仕組みづくり
 - ・練馬産野菜を使った商品開発等
 - ・徒歩や自転車で魅力スポットを巡る散策コースのプランづくりや環境整備等
 - ・広報強化等

■「練馬区景観計画(平成 23 年 8 月)」では、「ねりまの『みどり』を活かした景観づくり」を基本的考え方の一つとしており、景観まちづくりとして「みどりが映える景観づくり」に取り組んでいる。農地や屋敷林を練馬区の景観イメージを支える重要な資源として守り育てることを課題として捉え、農地、住宅や屋敷林、雑木林等が一体となったものについて保全する「農と共生するまちなみづくり」を方針の一つとしている。

3 育成地区における農の風景を保全及び育成するための方針

目標
<p>営農が継続できるよう支援を強化するとともに、区民が農と触れ合う拠点を整備することで、農地と樹林地を確実に保全し、農の風景のある暮らしを未来へ伝える。</p>
取組方針
<p>【営農支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農の学校において都市農業の支え手を育成し、小規模農家や高齢化の進む農家等を支援するなど活躍の場の創出や農業者とのマッチングを推進する。 ・農業体験農園や観光農園といった区民等が楽しめる交流型の農業を推進する。 ・学校給食での練馬区産野菜使用を推進する。 <p>【みどり保全支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境と調和した農業を推進するため、生産緑地外周の土留めや生垣等の設置を支援する。また、落ち葉を活用した堆肥置き場の整備などを支援する。 ・保護樹林および保護樹木制度の拡充等を検討する。 ・保護樹林および保護樹木の指定、市民緑地の開設を推進する。 ・地域ぐるみでの緑化の取組みを支援する。 <p>【都市農地の魅力向上と発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農の魅力をより多くの区民や区外の人に向けて発信するために、農の学校を拠点とした情報発信を進める。 ・農を中心に、地域の様々な資源を活かした、農の風景の魅力を発信する様々なイベントを実施する。 ・都市における農の持つ多面的機能について、区民に向けた PR を推進する。 ・「災害時における農地の提供協力協定」の締結農地の拡大と区民に向けた PR を推進する。 ・直売所マップ、まち歩きマップ等の各種ガイドマップや看板の設置を検討する。 ・農業者と連携した「ねりマルシェ」といった農産物の直売会の開催を検討する。 ・伝統野菜の栽培等、農業者と連携した食育を推進する。 <p>【農と区民が触れ合う拠点の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農の風景を保全するために、積極的に都市計画公園を定め、営農困難になった

場合、公有化し公園等の整備を進める。

・都市計画公園は、区民が農を学び、また支え手を育成する拠点(農の学校)および農地や樹林地の景観を伝える拠点として整備し、互いに機能分担と連携を図る。

※ 取組方針を示す図は、構想図のとおり